

## 令和5年度和光市放課後児童健全育成事業所に対する指導検査実施方針

### 1 指導検査の目的

和光市では、放課後児童健全育成事業所の適正な設備及び運営を維持するため和光市放課後児童健全育成事業指導検査実施要綱に基づき、今年度は下記のとおり指導検査を実施する。併せて指導検査で指摘した事項については、速やかな改善を求め、必要な改善が図られない場合には、継続的な指導その他必要な措置を行う。

### 2 指導検査の重点事項

#### (1) 施設及び職員に関する確認

##### ア 職員の配置

- ・職員配置基準等に定める員数及び資格を満たした配置になっているか
- ・固定した職員配置となっているか（ヘルプ要員等による運営を見込んでいないか）

##### イ 建物設備の管理

- ・基準面積が確保されているか
- ・柵やロッカー等の設置・移動による有効面積の変更がないか

#### (2) 運営状況に関する確認

##### ア 健康・安全確保

- ・衛生管理の対応がされているか（補食提供時、コロナ対策含む）
- ・熱中症対策がされているか（暑さ指数の確認、室内の温度管理、水分補給等）
- ・登所及び帰宅時における安全が確保されているか
- ・児童の所在確認、人数把握等を適切に行っているか（点呼、記録、報告等）
- ・非常災害に対する具体的な計画を立てているか
- ・施設内の安全確認を行っているか  
（危険な場所や設備はないか、落下防止、転倒防止の対策、避難経路の確保等）

##### イ 育成支援の状況

- ・各事業所の運営方針に基づいた保育計画を作成し、実践しているか
- ・支援の提供日、その他必要な事項に関する記録を整備しているか